

市税の申告等に関する期限の延長について

令和8年8月28日

沼津市長 頼 重 秀



沼津市税賦課徴収条例（昭和30年条例第29号）第18条の2第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は沼津市税賦課徴収条例に定める申告、申請、請求その他の書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事業所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和8年7月28日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

都道府県名	指定地域
熊本県	八代市 宇土市 宇城市 八代郡氷川町